
防災ボランティアリーダー 活動マニュアル

[令和4年1月作成]



社会福祉法人千歳市社会福祉協議会
千歳市災害ボランティアセンター

はじめに

このマニュアルは、千歳市災害ボランティアセンターに登録する防災ボランティアリーダーが災害ボランティア活動を安全に、そして円滑に実施していただくために必要事項をまとめたものです。

近年、全国各地において、地震や台風などに起因する大規模な自然災害が頻発・激甚化しており、令和元年は、全国の約 126 ヶ所（全国社会福祉協議会調べ）で災害ボランティアセンターが設置されました。

北海道内では、平成 28 年に南富良野町、新得町、清水町、芽室町において台風に伴う水害、平成 30 年に安平町、厚真町、むかわ町を中心に胆振東部地震に伴う土砂崩れや家屋被害が発生し、災害ボランティアセンターの運営やボランティアの受入れにより被災者支援活動が行われました。このような経過を踏まえ、北海道内でも災害を決して他人事としてとらえることなく、災害への事前の対策を行う必要性が高まっています。

これまで災害ボランティアセンターの運営は、被災地内に限らず、全道、全国の様々な方々の支援により、長期に渡って支えられてきましたが、昨今の災害多発を見ると、同時多発的・広域に災害が発生した場合、外部からの支援を安定して得られないことも考えられます。

これに加えて、新型コロナウイルスの影響下において自然災害が起きた場合、これまでの災害支援が行われていた「全国から・迅速に・短期集中」で現地に駆けつけるといった支援の在り方を見直す必要に迫られています。多くのマンパワーを要する活動、被災者と会話しながら行われる活動などこれまで推奨されていた支援が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から慎重に対応すべき要素が多く、これまでの支援の常識が当てはまらなくなっています。

新型コロナウイルスの影響下では、「支援者が感染を広げないこと」、「支援者の安全を確保すること」を遵守しつつ、被災者の命と暮らしを守るため、必要な支援をどのように行うかが、大きな課題となっています。

このような課題に対して、本会では、感染拡大防止の観点を加味したルールを自発的に課し、支援者全体に対して理解を求めるとともに、平時から、行政・NPO等の多様な支援者間の連携強化、市内の企業・団体等との災害ボランティアに関する協定締結やネットワークづくり、さらには、防災ボランティアリーダーをはじめとする地元ボランティアの養成を推進することで対応していきたいと考えています。

防災ボランティアリーダー登録者の皆さまには、本マニュアルの活用と本会が開催する研修会へのご参加などを通じて、平時から災害ボランティアセンターが行う被災者支援活動に関する理解を深めていただき、大規模災害発生時には千歳市災害ボランティアセンターの活動にご支援くださいますようお願い申し上げます。

目次

1. 防災ボランティアリーダーとは・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2. 活動の心構え・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 活動のための準備・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
4. 災害ボランティアセンター開設から活動までの流れ・・・・・・・・ P 5
5. 災害ボランティアセンターで取り扱う主な活動の内容・・・・・・・・ P 6
6. 災害ボランティアセンターでの貸出資機材（例）・・・・・・・・ P 7
7. 新型コロナウイルス感染症を踏まえての対応について・・・・・・・・ P 8

様式

- 様式第 2 号 ボランティア依頼票・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- 様式第 3 号 ニーズ把握票・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 様式第 8 号 被災者への広報用のチラシ・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

1. 防災ボランティアリーダーとは

- 千歳市災害ボランティアセンターからの要請を受け、千歳市災害ボランティアセンターの活動を支援する協力者（ボランティア）です。
- 具体的には、ボランティア班が行うニーズ調査への協力を主な任務とし、被災者のニーズ・困りごとを把握するため、自宅への訪問活動等を行いません。
- 防災ボランティアリーダーとして活動できる方は、原則として、本会が実施する養成研修会を受講し、登録申込書により予め登録した方とします。

2. 活動の心構え

●自己完結

災害ボランティアは、被災地に負担をかけないことが原則です。活動に適した服装をすることや貴重品の管理、活動に必要な資機材、食料、交通手段、宿泊場所など、災害ボランティア活動に際して必要なものは自分で用意しましょう。

●自己責任

被災地の医療機関等に負担を増やさないよう、ボランティア活動中にケガや事故がないよう安全に留意するとともに、感染症対策や体調管理に努めましょう。

●被災者への配慮

家族や友人、自宅や家財、仕事や生きがいなど、被災者が災害によって失ったものはたくさんあります。また、避難所や仮設住宅での不慣れた暮らしなど、その災害によって新しく生まれた問題もあります。

被災者が抱えている苦しみを想像して寄り添う姿勢を持ち、気持ちに配慮した言動を心がけましょう。

●多様性の尊重

被災者といっても、被災状況や困りごとは一人ひとり異なります。また、一緒に活動するボランティアも多様な個人の集まりです。自分と異なる考えや意見を持つ相手に対して、「それも一つの考え方」と多様性を受け入れて、被災者や一緒に活動するボランティアと良好な関係を築きながらボランティア活動を行ないましょう。

3. 活動のための準備

● ボランティア活動保険への加入

安心してボランティア活動を行なっていただくために、ボランティア活動保険に加入していただきます（推奨プラン：天災・地震補償プラン）。
未加入の方はボランティア活動に参加できません。

ボランティア活動保険の加入手続きや補償額、保険料等の詳細については、千歳市ボランティアセンター（電話：0123-27-2525）までお問い合わせください。

● 服装・持ち物

災害状況に応じて活動時の服装は異なってきますが、動きやすい服装と防寒・防暑対策を十分にとり安全に活動してください。

- 【装 備】 ヘルメット、ヘッドライト、防塵マスク、作業服（長袖・長ズボン、冬は防寒着）、手袋、長靴など
- 【持ち物】 雨合羽、着替え、寝具、貴重品入れ、軽食、飲み物、ゴミ袋、消毒薬、ウエットティッシュ、救急用品、薬、身分証明書、健康保険証（写）、ボランティア活動保険加入カードなど



4. 災害ボランティアセンター開設から活動までの流れ

●災害ボランティアセンター開設

市内で大規模災害が発生した場合に、市災害対策本部と協議し、本会会長が開設を決定します。その後、復旧状況・被災者に関する情報収集、開設準備等を進めたうえでセンターを開設します。



●災害ボランティアセンターでの受付・オリエンテーション

体調確認・ボランティア活動保険への加入手続きを行ないます。オリエンテーション後、グループ毎に活動を開始します。



●活動開始



・ 依頼者からの相談、ニーズ受付に関すること

電話や来所等により被災者から支援希望の連絡、相談があった際に内容を聞き取りボランティア依頼票（様式第2号）に記載します。また、一部をニーズ把握票（様式第3号）に転記します。

・ 現場確認によるニーズ把握に関すること

被災者から提出を受けたボランティア依頼票を基に現地（依頼者宅等）に出向き、ニーズ把握票に沿って必要とする支援ニーズを確認します。確認終了後、ボランティア依頼票及びニーズ把握票はマッチング班担当者へ渡します。その際に被災状況等を基に活動の緊急度を伝えます。

（現場確認を行なう際の留意事項）

- ・ 危険な作業、営利活動、政治や宗教に関するものに該当する場合はその場でお断りします。
- ・ 火災保険（水害・地震特約など）、家財保険に加入している場合は片付け作業を行うことにより被害状況が確認できず保険給付を受けられなくなる場合があるため、保険会社に確認するよう伝えます。（保険会社から写真を残しておくよう指示がある場合が多いため）

・ 活動場所の地図作成に関すること

活動場所の地図をコピーし、必要により目印を記入します。

・ ニーズの発掘に関すること

新たな支援ニーズを発掘するためボランティアの依頼方法を記載した「被災者への広報用のチラシ（様式第8号）」を被災地域の住民へ配付します。

5. 災害ボランティアセンターで取り扱う主な活動の内容

●主な活動の内容

- ・災害ボランティアセンター運営補助（電話対応・データ入力）
- ・ポスティング
- ・自宅の片付け、泥だし
- ・救援物資の仕分け、運搬
- ・公共施設の片づけ
- ・防犯パトロール
- ・がれきの片づけ
- ・ヒアリング



●対応可能な例と対応できない例

○危険・過酷な重労働

	作業内容	対応
危険・過酷な重労働	屋根の上などの高所作業	ボランティアセンターで対応は不可。技術系ボランティア団体または専門業者を紹介。
	大きく損壊している建物内での作業	建築系ボランティアによる再調査
	大量の土砂や倒壊した建築物の撤去作業	専門業者を紹介
専門技術を要する作業	家屋等の修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・釘、ねじ止めなど、簡易的な対応が可能なものは、建築系専門ボランティアにより対応、または、技術系ボランティア団体を紹介。 ・本格的修繕は、建築系専門ボランティアによる助言等の相談対応は可。 ・屋根のブルーシート張りは、建築系専門ボランティアと安全対策などを協議し、体制を構築する。
生業に関わる支援	壊れた商品や崩れた商品の片づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所の再開に必要な片付け作業は対応可。 ・販売など通常、従業員が行う作業は対応不可。
	台風などにより損壊したビニールハウスの片づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニールのはがし作業、張替えの手伝いなど、復旧に関する作業は対応可。 ※農業共済の適用について要確認

6. 災害ボランティアセンターでの貸出資機材（例）

資機材	主な用途
一輪車（ネコ） 	荷物・泥の運搬、水を入れるなど
リヤカー 	荷物・ごみの運搬
台車 	荷物・ごみの運搬
自転車 	人の移動
角スコップ 	床下の泥出し、道路や側溝などの平たい所
剣先スコップ 	かたい土、堆積した泥
かなづち 	釘を使用した簡易的な補修
クワ 	側溝
小さめスコップ 	家の中の細かい泥
ノコギリ 	木材の裁断
バール 	家具の解体、床板はがし、テコがわり
ちりとり 	水切りがわり、狭いところの泥出し
ほうき 	掃き掃除
土のう袋 	泥・細かいがれき、廃棄物

【その他】

- ・ ツルハシ ・ ハンマー ・ ゴム長靴 ・ 革手袋 ・ ビニール手袋
- ・ バケツ ・ ナタ ・ ロープ ・ ガムテープ ・ ドライバーセット

※災害内容により、必要資機材が変更になる場合あり。

7. 新型コロナウイルス感染症を踏まえての対応について

- (1) ボランティア依頼・受付について
 - ・通常通り受付を行い、事前に職員による現地調査を行う。日程と必要な参加人数などの打ち合わせを行う。
 - ・依頼者及び家族にボランティア活動について、感染した場合の対応を含めて同意を確認する。
 - ・依頼者に健康状態チェックリストを記入いただき、1つでも該当する場合はセンターに連絡してもらい、活動の中止・延期を検討する。
- (2) ボランティア募集について
 - ・募集範囲を千歳市在住の方に限定する。
※ボランティア募集を市外に拡大する場合は、依頼者の意見を踏まえるとともに行政の意見を聞き判断する。
 - ・マスクやアルコールなど必要な装備はできる限り各自で用意してもらう。
 - ・事前に参加者に健康状態チェックリストを確認してもらい、1つでも該当した場合は参加を見合わせることや、活動後2週間程度で感染症を発症した場合にはすぐに連絡をしてもらうことを確認する。
- (3) ボランティア活動にあたっての留意事項
 - ・依頼者の健康状態を確認する。(熱、咳、味覚、嗅覚の異変など)
 - ・参加者の健康状態を確認する。(熱、咳、味覚、嗅覚の異変など)
 - ・参加者のボランティア保険加入を確認する。
 - ・感染があった際に全員の連絡が取れる様に参加者名簿を作成し連絡先を確認する。
 - ・移動する際同乗車は必要最低限の乗り合わせで対応する。
 - ・活動中は原則マスクの着用やアルコール消毒の徹底を行う。また、熱中症予防の為、こまめな水分補給や休憩時間を確保する。
 - ・依頼者や参加者同士のソーシャルディスタンスを確保する(出来るだけ2m)
 - ・活動中は3密(密閉・密集・密接)を避けることを徹底する。
- (4) 依頼者・ボランティア・職員が感染した場合の対応
 - ・保健所に報告し、対応について指導を受ける。保健所の調査にも協力する。
 - ・ボランティア活動中に感染が確認された場合、感染拡大を防ぐ観点から市に報告する。

【参考】

NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
『新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン』

2020年7月15日

災害ボランティアの皆さんへ ～活動にあたっての衛生配慮に係るガイドライン～【第1版】

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するとされています。つきましては、活動の際には、飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの2点を基本に活動いただきますようお願いいたします。

基本的なルール

○感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあります。

○ついては、どんな場面における活動にあっても、ボランティアの皆さまは、以下の事項をお守りいただきますようお願いいたします。

1. 健康管理の徹底

- 身体の状態が以下の①～③に1点でも当てはまる場合は、活動の参加を控えるようにしてください。
- 体温計測は客観的基準として有効ですので、活動の際の事前の検温をお願いいたします。
《チェック項目》
 - ①体温が37.5℃以上の場合（または平熱を1℃以上超える場合）
 - ②咳、倦怠感等風邪の症状がある場合、味覚・嗅覚の異常がある場合
 - ③海外渡航歴があり帰国後2週間を経過していない場合
- 万が一被災地において感染者が確認された場合、迅速に濃厚接触者を特定するため、国がリリースした接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用してください。

2. 手洗い・手指消毒の励行

- 活動前、活動中、活動終了後のいずれにおいても石けんでの手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底されるようお願いいたします。携帯用の消毒液等をご持参ください。

3. マスクの着用

- 活動中のマスクの着用を徹底するようお願いいたします。

4. 対人距離の確保

- 対人距離の確保は感染防止の重要事項です。
感染拡大のリスクをできる限り最小限にしなが、適切なコミュニケーション手段を用いて活動が行われるよう、フィジカルディスタンス（物理的距離）をつねに意識した行動をお願いいたします。